

令和 8 年度

洲本市防災士養成事業補助金について



目 的

平時には地域や企業での防災対策及び啓発活動などを担い、被災時には公的な災害応急対策が行われるまでの間、地域の中核的な存在として人命の救助並びに被害を最小限に抑える取組及び避難所の運営などに助力できる住民(=防災士)を養成することを目的とする。

対 象

次に掲げる全ての要件を満たす方

- (1) 市内に住所を有する方
- (2) 新たに防災士の資格を取得する方
- (3) 市等が主催する防災に関する訓練及び研修に参加できる方
- (4) 防災士の資格の取得に関する情報を自主防災組織に提供することに同意する方

補助対象者

10名程度(予算の範囲内)

＊予算の範囲を超える申し込みがあった場合は、抽選となります。

補助対象経費

- (1) 防災士養成研修講座の受講料(兵庫県が実施するひょうご防災リーダー講座の受講者にあっては、当該講座の受講料及び教材費)
- (2) 防災士資格取得試験の受験料
- (3) 防災士認証登録手続の認証手続料
- (4) 交通費(自宅から会場までの間で、受講するために最も経済的な経路で要した公共交通機関又は自家用車での有料道路の利用に要した費用に限る。)

補 助 金

対象経費総額3万円以内の定額に対し、補助率 100%

＊但し、うち交通費は1日2,000 円を限度とする。

＊他制度により助成される場合はその助成額を除いた額とする。

申請手続き等

裏面「防災士資格取得フロー」のとおり

※申請書様式等がデータで必要な場合は、別途メールアドレスをお知らせいただくか、USBメモリー等をご持参ください。

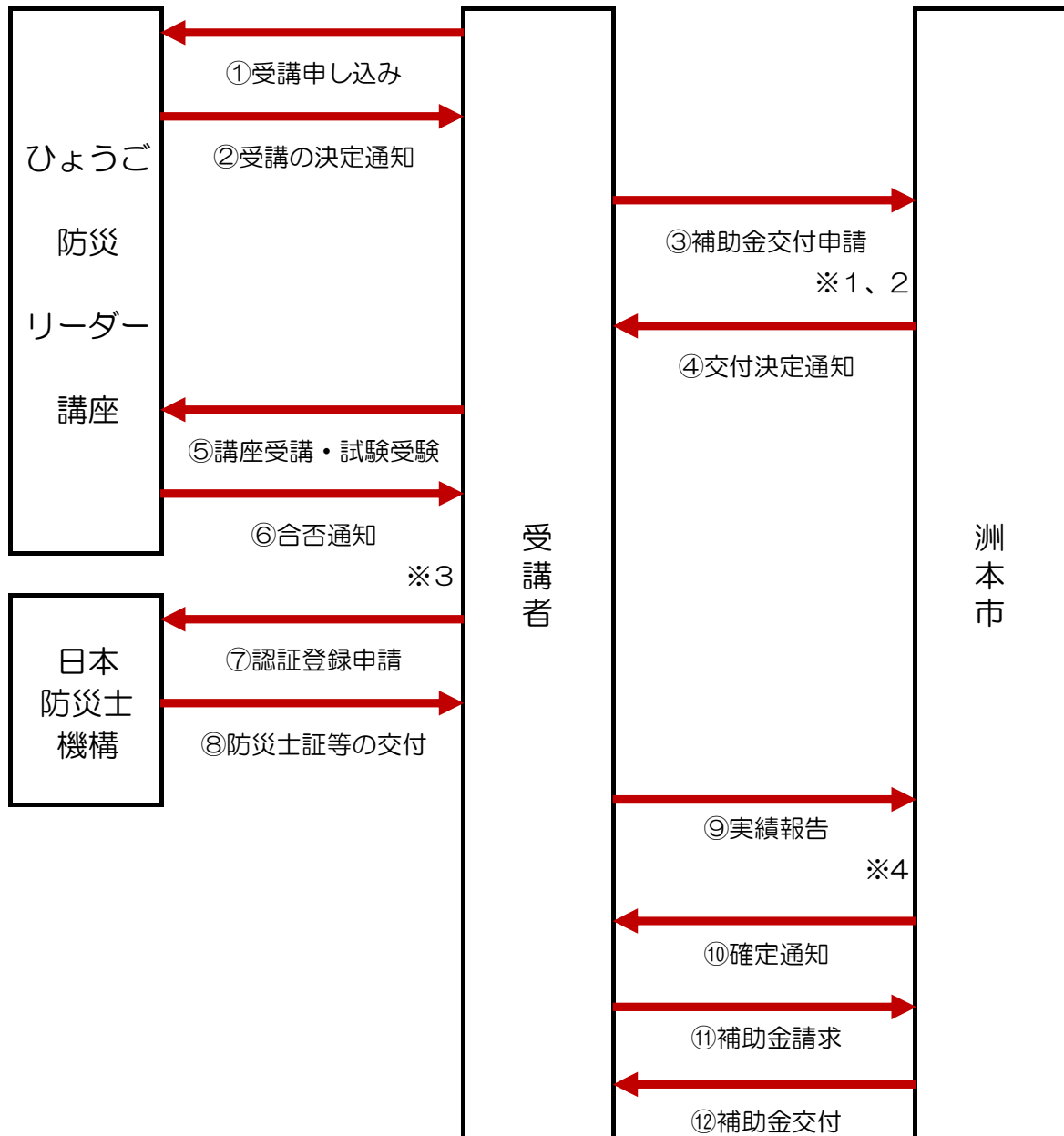
【問い合わせ先】

担当 洲本市消防防災課 増井 22-3321 内線 1413

メールアドレス shoubou@city.sumoto.lg.jp



防災士資格取得フロー



※1 ③補助金交付申請の順序が変わっても補助金交付対象とします。

※2 (1) 受講決定通知の写し、(2) 誓約書(別紙1)を添付のうえ交付申請してください。

※3 防災士試験に不合格の場合は補助金を交付しません。

※4 (1) 防災士証の写し、(2) 経費の支払いを証する書類等の写しを添付のうえ実績報告してください。